## 議案第 99 号

つくば市子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年2月13日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例

つくば市子育て総合支援センター条例(平成22年つくば市条例第27号)の一部を 次のように改正する。

第4条中「次のとおり」を「次に掲げる日(子育て親子のつどいの場にあっては、 第1号に掲げる日を除く。)」に改め、同条ただし書中「休館日を変更し、又は臨時 に休館日を定める」を「センターの全部又は一部を休館日に開館し、又は休館日以 外の日に開館しない」に改める。

第5条第1項中「午後5時まで」の次に「(日曜日にあっては、午前9時から午後4時まで)」を加える。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

つくば市子育て総合支援センターの子育て親子のつどいの場を日曜日に開館する ため、この条例案を提出するものである。

## つくば市子育て総合支援センター条例(平成22年つくば市条例第27号)新旧対照表

改正後	改正前
第1条—第3条 (略)	第1条—第3条 (略)
(休館日)	(休館日)
第4条 センターの休館日は、次に掲げる日(子育て親子のつどいの場にあっては、第1号に掲げる日を除く。)とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、センターの全部又は一部を休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。	
(1)—(3) (略) (開館時間等)	(1)—(3) (略) (開館時間等)
第5条 センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時まで <u>(日曜日にあっては、午前9時から午後4時まで)</u> とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。	第5条 センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。
2 (略)	2 (略)
第6条 (以下略)	第6条 (以下略)